

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業
における共催団体企画案等の審査にあたって

「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業における共催団体募集要項」(平成28年2月3日 各団体等に配付、以下「募集要項」という。)に記載の内容に従い、下記の各要件を満たすことを観点として、審査を実施する。

【要件1】

男女共同参画の推進に資するテーマに関連したものであること。 (募集要項2. (1))

(募集要項にはテーマ例として、第4次男女共同参画基本計画に準拠した標準的なテーマ例を示している)

【要件2】

事業の主催者として、内閣府・連携会議のほか、以下の組み合わせによる団体等が共同で務めるものであること。なお、連携会議構成団体は、その傘下組織や地方支部等が実施主体になることでも可。

- ① 複数の連携会議構成団体
- ② 連携会議構成団体及び外部の団体
- ③ 単一団体の主催であるが、後援等により他団体との連携協力が見込まれるもの
⇒要件2については、①、②、③の順で上位に審査対象とする。

(募集要項2. (2) 及び3.)

【要件3】

事業において実施するセミナー・シンポジウム等は、当該団体の構成員・関係者だけでなく、広く一般を対象として実施していること。 (募集要項2. (3) 前段)

【要件4】

一般に対し周知・参加呼びかけを行う有効な手段を講じたものであること。 (募集要項2. (3) 前段)

【要件5】

事業において実施するセミナー・シンポジウム等の実施結果・成果を検証し、テーマに関する参加者の問題意識、事業に対する参加者の評価、今後の改善すべき点を事後的に明らかにする体制を有すること。 (募集要項2. (4) 前段)

【要件6】

内閣府にて負担する経費として、適切な分類・必要個数等の見積りが明示されていること。
謝金・旅費・宿泊費は、内閣府規定に定める金額に準拠していること。 (募集要項4.)

【付加要素】

- ・周知・参加呼びかけにおいて、男性の参加を促進するための工夫がなされることが望ましい。
(募集要項2. (3) 後段)
- ・この事業を通して創出された団体間・地域のネットワークを、実施結果・成果の検証作業を通して緊密なものとし、事業において取り組んだテーマを中心に、問題解決の活動主体として持続的な連携・協働を行う見通しを示すことが望ましい。
(募集要項2. (4) 後段)